

## フィールドテスト契約書

国立大学法人東海国立大学機構(以下「甲」という)及び株式会社〇〇〇〇(以下「乙」という)は、乙の製品等を甲の施設に設置し、実地環境における試験(以下「フィールドテスト」という)を実施することに関し、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

### (対象物)

第1条 フィールドテストに供される乙の製品等(以下「フィールドテスト検証対象物」という)とは別表第1に記載されたものをいう。

### (フィールドテストの内容)

第2条 本契約において乙が行うフィールドテストの内容及び方法は、別紙の通りとする。

### (実施期間)

第3条 フィールドテストの実施期間は 年 月 日より 年 月 日とする。但し、甲乙協議の上、当該期間を延長または短縮することができる。

### (費用負担)

第4条 本契約に基づくフィールドテストの実施において、甲に係る費用が発生した時は、甲の請求により乙がこれを負担するものとする。

### (フィールドテスト検証対象物の取扱い)

第5条 乙は、フィールドテスト検証対象物を無償にて甲に貸与するものとし、その設置に要する工事費用を負担するものとする。

2 甲は、本契約期間中、フィールドテスト検証対象物の設置場所を変更してはならない。

3 乙は、本契約終了後は、フィールドテスト検証対象物を撤去しフィールドテスト前の状態に原状回復するものとする。但し、甲に無償で譲渡するとの乙の届出があり、甲がこれを承諾した場合はこの限りでない。

### (情報提供および報告)

第6条 甲及び乙は、フィールドテストの実施に必要な技術情報および資料を相互に開示提供する。但し、第三者との契約により制約される情報はこの限りでない。

2. 甲は、乙に対し、フィールドテストの進捗状況を適宜報告するものとする。

様式1

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、フィールドテストにより知り得たフィールドテスト検証対象物に関する情報（以下「フィールドテスト情報」という）について、秘密の旨を明示して開示された当該情報を秘密として保持し、第三者に漏らしてはならない。但し、以下の情報はこの限りではない。

- ① 開示を受けた時点で公知公用であるか、開示を受けた後に受領当事者の過失によらずして公知公用となったもの。
- ② 守秘義務を負わない第三者から正当に入手したもの。
- ③ 開示前から所有しており、これを証明できるもの。
- ④ 相手方の事前同意を得て開示する情報。
- ⑤ 開示されたフィールドテスト情報によることなく、受領当事者が独自に開発したもの。

2 乙は、甲から得たフィールドテスト情報を乙の社内でのみ使用できるものとし、甲の事前の承諾なく、広告への掲載等宣伝活動には使用しないものとする。

3 甲及び乙は、本契約終了後〇年間本条の義務を負うものとする。（立入り）

第8条 乙は、フィールドテスト検証対象物の改修・検査等の調査のため必要がある時は、甲に事前に連絡の上、フィールドテスト検証対象物設置場所に立入ることができる。

2 甲は特別の事情がない限りこれを承諾するものとする。

(修補責任)

第9条 甲の保守・管理上の過失によりフィールドテスト検証対象物に対し損害を与えた場合には、甲は自らの負担により修補するものとする。但し、修補を行う場合、甲は乙に対しその旨通知しなければならない。

(損害賠償)

第10条 フィールドテスト検証対象物に瑕疵がある場合または設置・撤去に起因して甲の施設・設備に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(解除)

第11条 甲又は乙が次の各号の一に該当するとき、相手方は本契約を解除することができる。

- ① 本契約の履行に関し不誠実又は不当な行為をなしたとき
- ② 甲が、正当な理由なくフィールドテストに必要な情報を誠実に提供しないとき
- ③ 乙がフィールドテスト検証対象物の瑕疵により、甲の施設、設備に被害を与えたとき
- ④ その他、本契約上の義務に違反したとき

2 前項に掲げる事由により、当該当事者が損害を与えた場合には、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(契約有効期間)

第12条 本契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までの間とす

様式 1

る。

(協議解決)

第 13 条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約上の疑義については、各当事者が信義誠実の原則に従い、その都度協議のうえ、決定するものとする。

(準拠法・管轄裁判所)

第 14 条 本契約は日本法を準拠法とする。また本契約に関する全ての紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

様式 1

令和 年 月 日

甲 名古屋市千種区不老町  
国立大学法人 東海国立大学機構  
機構長 ○○○○

印

乙 名古屋市○○区○○町○丁目○○番○○  
株式会社□ □ □ □  
△ △ △ 部長 ○○○○

印

別表第一 フィールドテストに提供される施設・設備 (参考)

区 分	施設の名称 (設置場所)	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲	○○学部・大学院 ○○研究科	△△ 講義室	100 人収容	××× m <sup>2</sup>
乙		[提供物品名] □□装置		▽▽ 台

別紙

1. フィールドテスト検証対象物を第 1 条に定める設置場所において使用し、通常使用状態における○○性の検証試験を行うこと(以下、フィールドテスト検証試験という)。
2. フィールドテスト検証試験のデータ及び使用状況等の情報を、フィールドテスト検証試験終了後○○日以内に甲へ提供すること。